

平成21年10月から公的年金等からの住民税 (町民税・道民税)の特別徴収がはじまります。

- ・公的年金等から住民税を納めていただく特別徴収制度が、平成21年10月から実施されます。
- ・特別徴収が行われますと、社会保険庁などの年金支払者が、公的年金等から住民税を差し引かせていただいて、本人に代わり市町村に納めるよう変更されます。

平成21年度に特別徴収の対象となる方

○平成20年中に老齢基礎年金等の支払いを受けた方のうち、平成21年4月1日現在、65歳以上で、住民税が課税される方です。

ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満である方
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える方



特別徴収の対象となる年金

○老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金などです。

特別徴収の対象となる住民税

○公的年金等の所得に対する住民税です。

【公的年金等の所得以外の給与所得、営業所得や不動産所得などに係る住民税の納付方法に変更はありません。】

特別徴収の実施時期

○平成21年10月に支給される公的年金等から、住民税の特別徴収が実施されます。

平成21年度分の住民税の納付方法

○平成21年の7月と9月に、それぞれ住民税額の4分の1を納付書により納めていただくことになります。

○平成21年10月・12月及び平成22年2月に支給される公的年金等からは、それぞれ6分の1の住民税額が3回に分けて特別徴収されます。

【平成21年度の住民税額が24,000円の場合】

	普通徴収		特別徴収		
	7月	9月	10月	12月	2月
税額	住民税額の 1/4	住民税額の 1/4	住民税額の 1/6	住民税額の 1/6	住民税額の 1/6
	6,000円	6,000円	4,000円	4,000円	4,000円

平成22年度分以降の住民税の納付方法

○平成22年度以降は、年6回支給される公的年金等から、それぞれ特別徴収されます。

【平成21年度の住民税額が24,000円、平成22年度が27,000円の場合】

	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年の10月から翌年3月に徴収した額の 1/3	前年の10月から翌年3月に徴収した額の 1/3	前年の10月から翌年3月に徴収した額の 1/3	住民税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3	住民税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3	住民税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3
	4,000円	4,000円	4,000円	5,000円	5,000円	5,000円

平成22年度以降、新たに公的年金等から特別徴収される方の納付方法

- ・新たに公的年金等から特別徴収される方については、まず、7月と9月にそれぞれ住民税額の4分の1を納付書により納めていただくことになります。
- ・その年度の残りの住民税額については、10月と12月、その翌年の2月に支給される公的年金等から、それぞれ6分の1ずつ3回に分けて特別徴収されます。
- ・次年度以降は、年6回支給される公的年金等からそれぞれ特別徴収されます。